

答申 情第67号

令和3年8月3日

相模原市長 本村 賢太郎 殿

相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審査会

公文書公開及び非公開決定処分に関する諮問について（答申）

令和2年6月18日付けFN○. 0・4・5により諮問のありました事案について、別紙のとおり答申します。

以 上

1 審査会の結論

本件審査請求に係る、相模原市長（以下「実施機関」という。）が行った、令和元年12月27日付け農政第1-72号による全部公開決定（以下「本件処分1-1」という。）及び令和2年2月12日付け農政第1-110号による全部公開決定（以下「本件処分2-1」という。）については妥当である。

令和元年12月27日付け農政第1-73号による一部公開決定（以下「本件処分1-2」という。）及び令和2年2月12日付け農政第1-111号による一部公開決定（以下「本件処分2-2」という。）については、非公開と決定した部分のうち、別表3に示した部分については公開すべきである。

令和元年12月27日付け農政第1-74号による非公開決定（以下「本件処分1-3」という。）については、別表4に示した部分については公開すべきである。

2 審査請求の経緯

- (1) 令和元年11月28日付けで、審査請求人は、相模原市情報公開条例（平成12年相模原市条例第39号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、次の内容について公文書の公開請求（以下「本件請求1」という。）を行った。

農業委員の委嘱に関して、下記に関わる過去3回分の資料。

- ・ 農業委員の選任に関与した選考委員の委嘱に関する規定及び実際の手続記録並びに委嘱に関わる全ての稟議書
- ・ 選考委員として委嘱されるに至った経緯及び適正に選任されたか否かの検証に資する資料
- ・ 選考委員に関する選任基準・要件等の審査基準に照らして、適格者であるか否かを検討可能な資料（基準の内容と委員の氏名、所属、専門分野、職歴などを含む）
- ・ 農業委員の公募から委嘱に至るまでの経緯（公募手続、応募状況、審査状況、委嘱手続を含む）及び稟議書並びにこれらに関する全ての資料
- ・ 農業委員に関して多数の応募者の中から最終的に特定の者に選定されることとなった妥当性を示す資料
- ・ 審査基準と各応募者の氏名、所属、職歴、応募動機、推薦者等を比較し、適正に選任されているか否かの検証に資する全ての資料

- (2) 実施機関は、本件請求1に対し、別表1のとおり、80件の公文書特定して、本件処分1-1、本件処分1-2及び本件処分1-3を行い、審査請求人に公文書公開（全部公開及び一部公開）及び非公開決定通知書を

送付した。

- (3) 審査請求人は、令和2年1月30日付けで、条例第6条第1項の規定に基づき、次の内容について公文書の公開請求（以下「本件請求2」という。）を行った。
- ・H30.11.12（月）、15（木）及び19（月）に開催された農業委員選考委員会の開催、委員会資料及び議論の流れと結論に至る経緯がわかる資料
 - ・平成27年及び平成30年の農業委員会の委員の募集及び選考に際して応募者に対して行われたアンケートに関して、そのアンケートの内容、委員選考時の活用状況等市におけるアンケートの取扱いが分かる文書
- (4) 実施機関は、本件請求2に対し、別表2のとおり、11件の公文書を特定して、本件処分2-1及び本件処分2-2を行い、審査請求人に公文書公開（全部公開及び一部公開）決定通知書を送付した。
- (5) 令和2年3月24日付けで、審査請求人は、本件処分1-1、1-2、1-3、2-1及び2-2を不服として実施機関に対して審査請求を行ったので、実施機関は、令和2年6月18日、当審査会に対し条例第17条の規定に基づき諮問を行った。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求の理由は、審査請求書及び反論書の記載並びに審査会での意見陳述によると、おおむね次のとおりである。

農業委員等選任のプロセスの透明化と農業委員等の活動の低調化等の問題を改善するために改正された新たな農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「農業委員会法」という。）の改正の趣旨を踏まえて、情報公開法及び条例に照らして、処分が真に適切であるか否かを非公開部分について詳細に検証していただきたい。

また、今回決定通知書に記載されている公開文書及び非公開文書以外にも、本来公開すべき市が保管又は所有している文書があると考えられるため、法及び条例の趣旨に照らして審査していただきたい。

本件処分1-1及び2-1については、本件請求1に対する実施機関からの公開決定通知を受けて、当該公開文書を閲覧したところ、選考に際して行われたアンケートに関わる文書が無かったため、本件請求2を行った経緯があることなどを踏まえると、本件（選考）に関わる役職員が作成又は取得した文書の有無について、念のため慎重に再チェックしていただく様、強く希望する。

本件処分1-2及び2-2の条例第7条第1号該当性については、特定の個人を識別することができるもの又は個人の権利利益を害するおそれがある

とのことであるが、その理由及び根拠が示されていないため、これらを具体的かつ丁寧に示して頂きたい。非公開情報のうち、氏名、職業、年齢、性別、経歴、営農状況、営農類型、応募区分、対象者（氏名）、認定農業者（該当有無）、農業委員歴、農協役職歴、その他農業に係る経歴等については、既に市のホームページにおいて公開されている。また、氏名、生年月日、住所、農地所在地、本籍以外については、非公開情報に該当しない。

本件処分1-2の条例第7条第2号ア該当性については、非公開情報のうち、推薦する法人又は団体に関してはすでに市のホームページにおいて公開されている。また、非公開の法人情報が、正当な利益を害するおそれがあるとする理由及び根拠が示されていない。

本件処分1-2の条例第7条第5号ア該当性については、一般的に周知の事実と思慮されること及び条例では、正確な事実の把握を「著しく」困難にするおそれ又は違法・不当行為を「容易」にし、若しくはその発見を「著しく」困難にするおそれとなっているので、その理由と根拠が明確であるとともに、そうなる蓋然性が高く具体的かつ現実性がなければならない。

本件処分1-2の条例第7条第5号エ該当性については、支障の程度が著しいこととなっているので、その支障発生のおそれの蓋然性が問われる。このため、当該支障の内容が具体的、現実的かつその発生の確実性（必然性）が高い場合に、同規定が適用されるものとする。よって、事務の適正な遂行に著しい支障が生じると判断したことに対する理由及びその根拠について明確に示して頂きたい。

本件処分2-2の条例第7条第5号エ該当性については、事業の遂行に対する支障がありその程度が著しいことが本規定の適用要件と考えるので、支障に至る具体的な例示又は想定例を示すとともに、その確実性について示して頂きたい。質問項目が具体的な質問内容であれば、なおさら事務局と関与し過ぎであるが、3年毎に選考委員のために事務局である農政課が作成するものであるとしても毎回同じ質問内容であるとの保証がないこと及び本来選考委員に全て委ねるべき事項であるとともに、逆に広くオープンにした方が、理解度の向上、市の農政の現状の周知、農業委員の知識の向上、さらには、現・前・元農業委員と新規候補者の理解度又は知識のレベルの斉一化になり、両者の選考の公平性に資することなど総合的にメリットが大となる。

本件処分1-3については、個人情報とプライバシーは一見すると同一視しがちだが、正しくは異なるものとの考え及び特定の個人の識別に関しては、その照合が容易であることが法令解釈又は制度運用の考え方ではないか。農業委員申込書に記載されている事項のうち、氏名、職業、年齢、性別、経歴、営農状況、営農類型、応募区分、認定農業者の該当否、農業委員歴、農協役職

歴、その他農業に係る経歴等については、既に市のホームページで公開されていること及び標記のプライバシーと照合の容易性との関係を踏まえ、特別の個人を識別することができるもの又は個人の権利利益を害するおそれがあるものには該当しない。なお、当該申込書又は「履歴書」の中で明確に該当するところのみマスキングして公開することは可能である。

4 実施機関による説明の要旨

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

本件処分1-1及び2-1については、公開決定をしたもの以外に対象となる公文書は、本件審査請求を受け改めて確認したが、作成及び取得しておらず存在しない。

本件処分1-2及び2-2の条例第7条第1号該当性については、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、非公開とした。

なお、農業委員会法の規定により、募集期間中と募集期間終了後の2回、応募者に関する情報をホームページ等で公表することとされており、一定期間、市のホームページに掲載した文書については、条例第7条第1号ただし書アの法令等の規定により公にされている情報に該当し、非公開情報から除かれると判断し、全部公開とした。ただし、ホームページに掲載した文書そのものではない他の文書に、ホームページに掲載されていた情報が記載されていた場合については、条例第3条に規定される第三者への権利・利益への最大限配慮義務もあり、一律に公開と判断するべきものではないと考え、当該文書毎に検討した上で、公開することにより損なわれる個人の権利利益を保護する必要があると判断したものは、非公開とした。

本件処分1-2の条例第7条第2号ア該当性については、公にすることにより、当該法人の権利その他正当な利益を害するおそれがあるため、非公開とした。ここで非公開とした情報は法人の部署名、担当者名、電話番号であり、ホームページで公開されている情報は法人名とその代表者名であり、審査請求人が主張している、ホームページにおいて公開されているものとは異なる。法人の部署名、担当者名、電話番号は公にされているものではなく、市のホームページに掲載することによって、批判や苦情が直接その部署に届き、本来の業務に支障が出てしまう可能性がある。市の情報公開によって、その法人に不利益を生じさせる可能性があるということで非公開とした。

本件処分1-2の条例第7条第5号ア該当性については、公にすることにより、取締りに係る事務に関し、違法若しくは不当な行為を容易にするお

それがあつたため、非公開とした。非公開情報は、取り締まりに係る行政機関の文書差出部署名、班名、内線、発出番号であり、ホームページ等において公表されておらず、通常の人があつた情報であり、行政機関の名を語る不当な行為を容易にすると判断し、その悪影響を重く受け止め、非公開とした。

本件処分1-2の条例第7条第5号エ該当性については、公にすることにより、次回の選考において他の応募者との公平性を損なうおそれがあることから、農業委員の候補者を選考する事務の適正な遂行に著しい支障が生じると判断したため、非公開とした。非公開情報は選考に係る点数であり、選考対策に用いられるおそれ、各委員への圧力や働きかけにより公正・中立な採点を妨げ、次回の選考における公平な競争状況を妨げる可能性、選考委員の選任を妨げるおそれがあるとし、非公開とした。

本件処分2-2の条例第7条第5号エ該当性については、個別面接審査の質問項目は、公にすることにより、次回の選考対策となるため非公開とした。

本件処分1-3については、条例の目的は、第1条が定めるように、公文書の公開を請求する市民の権利を定めることにより、市政に対する市民の理解を深め、一層開かれた市政の推進を図り、もつて市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市政に関する市民の知る権利を尊重し、地方自治の本旨に即した市政の運営に寄与することとしている。しかしながら、条例は、すべての公文書を公開の対象としているわけではなく、第7条本文において、公開請求に係る公文書に同条各号のいずれかに該当する情報が記録されている場合は非公開とすることとしている。条例第7条第1号は、原則公開の例外として、「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」は非公開にするものと定めている。当該非公開公文書には、氏名、住所、生年月日、経歴等、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、非公開とした。

5 審査会の判断

(1) 対象公文書特定の妥当性について

審査請求人は、決定通知書に記載されている公開文書及び非公開文書以外にも、本来公開すべき市が保管又は所有している文書があると考え

られると主張していることから、本件対象公文書の特定の妥当性について検討する。

実施機関は、本件審査請求を受け改めて確認したが、公開決定をしたもの以外に対象となる公文書は、作成及び取得しておらず存在しないと説明している。

当審査会が当審査会事務局をして、対象の公文書について調査をさせたところ、他に対象公文書が存在するとは認められなかった。したがって、公開決定をしたもの以外に対象となる公文書は存在しないとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点は認められず、本件対象公文書の特定は妥当であると認められる。

(2) 条例第7条第1号該当性について

ア 条例第7条第1号の趣旨及び解釈

条例第7条第1号本文は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開とするものである。

なお、同号のただし書アにより、「法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」は、非公開情報から除くとしており、条例の解釈と運用の基準では、『公にされ』とは、当該情報が、現に公衆が知り得る状態に置かれていれば足り、現に公知（周知）の事実である必要はない。過去に現に公にされたものであつても、公開請求の時点では公にされているとは見られない場合があり得る。」とされている。

イ 当審査会の判断について

当審査会において、本件処分1-2、2-2及び1-3の文書を見分したところ、非公開となった情報のうち、市のホームページにおいて一定期間公表されていた情報があり、これが条例第7条第1号ただし書アに該当する場合は、非公開から除かれ公開となるため、同ただし書アへの該当性を検討した。

実施機関の説明では、ホームページ等で公表した応募者に関する情報をいつ削除するかについては、農業委員会法には特に規定はなく、ホー

ホームページで公表する趣旨は選任プロセスの透明化であると考え、募集期間の終了後1か月経過した後に削除したとしている。しかしながら、例えば土地収用法第42条による縦覧のように、2週間という期間が法令上規定されているものは、期間終了後は、過去に公にされたものであっても公開請求の時点では公にされているとは見られない場合に該当する可能性はあるが、農業委員会法には公表の期間を限定した規定はなく、あくまでも実施機関の判断でホームページから削除しており、これをもって公にされていないということとはできない。

また、実施機関は、一定期間ホームページに掲載していた文書そのものは全部公開しているが、同じ選考過程における他の文書に、ホームページに掲載されていた情報が記載されていた場合には、当該文書毎に公開することにより損なわれる個人の権利利益を保護する必要があると判断したものは非公開としたとしている。このため、当審査会において、当該部分の妥当性について、該当するすべての文書を見分したところ、次の部分については、公開することにより損なわれる個人の権利利益を保護する必要があると判断した。

- ・公開することにより、公開されていない不動産の所有状況が推測されるもの
- ・公開することにより、選考結果や順位が公開されるもの
- ・公開することにより、選考事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの
- ・公開することにより、本籍地が推測されるもの
- ・実際の選考における応募者氏名とはいえないもの
- ・自筆や印影で、公開することにより、筆跡を模倣されたり、印影を偽造されるなど、悪用されるおそれがあるもの

これらの情報以外の、氏名、職業、年齢、性別、経歴、営農状況、営農類型、応募区分、認定農業者の該当否、農業委員歴、農協役職歴、その他農業に係る経歴等の情報は、同ただし書アに該当し、公開すべきである。

なお、ただし書アに該当し、公開すべきであると考えられる情報が記載された文書の中で、すでに公開されてしまっている情報と組み合わせることにより個人を識別することが可能となってしまうために、結果的に実施機関の非公開の決定が妥当であると判断せざるを得ないものがあった。

また、市のホームページにおいて一定期間公表されていた情報以外にも、農業委員の住所、生年月日及び職歴は、議案として公にされており、

今回の公開文書において公開されている文書もあったため、ただし書アに該当し公開すべきである。

(3) 条例第7条第2号ア該当性について

ア 条例第7条第2号アの趣旨及び解釈

条例第7条第2号アは、「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を非公開とするというものである。なお、この「おそれ」の判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められる。

イ 当審査会の判断について

当審査会において、本件処分1-2の文書の非公開とした情報を見分したところ、法人の部署名、担当者名及び電話番号であり、ホームページ等において公表されているものではなく、法人の内部情報といえるものであった。これらの情報は公にすることにより、当該法人等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものであることから、同号に該当する。

(4) 条例第7条第5号ア該当性について

ア 条例第7条第5号アの趣旨及び解釈

条例第7条第5号は、原則公開の例外として、「市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれがあるもの」を非公開とするもので、「次に掲げるおそれがあるもの」のうち「ア」は、「監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を著しく困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を著しく困難にするおそれ」がある情報は非公開とするものである。

イ 当審査会の判断について

当審査会において、本件処分1-2の文書の非公開とした情報を見分したところ、取り締まりに係る行政機関の文書差出部署名、班名、内線、発出番号であった。これらの情報はホームページ等において公表されておらず、通常の人を知りえない情報であり、取締りに係る事務に関し、違法若しくは不当な行為を容易にするおそれがあるものであることから、条例第7条第5号アに該当する。

(5) 条例第7条第5号エ該当性について

ア 条例第7条第5号エの趣旨及び解釈

条例第7条第5号は、原則公開の例外として、「市の機関（中略）が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれがあるもの」を非公開とするもので、「次に掲げるおそれがあるもの」のうち「エ」は、「その他事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれ」がある情報は非公開とするものである。

この場合の「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、また、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性があると認められるかどうかにより判断する。

イ 当審査会の判断について

当審査会において、本件処分1-2の文書の非公開とした情報を見分したところ、農業委員選考に係る応募者の点数（選考委員別）、採点（項目別）、合計点であった。この情報は、条例第7条第1号の「個人に関する情報」にも該当し、かつ本号に該当すると実施機関が判断したものである。これらは、各応募者の選考に係る点数であり、同第1号に該当することは明白であり、また、選考委員別の点数を公にすることにより選考委員への働きかけ等により公正中立な採点を妨げ、項目別の採点や合計点を公にすることにより、次の選考における公平な選考を妨げるおそれもあることから条例第7条第5号エに該当する。

また、本件処分2-2の文書の非公開とした情報を見分したところ、個別面接審査の質問項目であり、公にすることにより、次の選考において正確な事実の把握を困難にさせるなど、農業委員の候補者を選考する事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあることから同号に該当する。

(6) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張については、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(7) 結論

以上のことから、当審査会は、実施機関が行った全部公開決定については妥当であると判断し、一部公開決定については非公開と決定した部分のうち、別表3に示した部分については公開すべきであると判断し、非公開決定については別表4に示した部分については公開すべきであると判断する。

6 付言

当審査会において、本事案は同一請求人による他の審査請求案件と一括

して審査したが、各実施機関において行った条例第7条第1号の非公開情報の判断が、他の実施機関の判断と異なる部分が見られ、そのことが審査請求の要因にもなっていることから、今後、非公開情報の該当性については、適切に決定されるよう期待する。

7 審査会の処理経過

審査会の処理経過は以下のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和2年 6月18日	実施機関からの諮問
11月25日	審議
12月15日	審議 実施機関からの意見聴取
令和3年 5月11日	審議 審査請求人の意見陳述
6月15日	審議 実施機関からの意見聴取
7月 7日	審議
8月 3日	審議

第3部会委員 白井 雅子
村山 貴子
江崎 智彦

別表 1

No.	決定	文書名	公開しない部分の概要	公開しない部分の該当条項
1	全部公開	相模原市農業委員選考委員会規則		
2	全部公開	相模原市農業委員会の委員の募集について		
3	全部公開	広報さがみはら（全市版）原稿依頼入力票		
4	全部公開	相模原市ホームページ（相模原市農業委員会の委員の募集について）の更新について（伺い）		
5	全部公開	相模原市農業委員会の委員の募集案内資料の配架について（依頼）		
6	全部公開	農業委員会等に関する法律の改正に伴う広報への掲載及び募集案内の配布について（依頼）		
7	全部公開	<農業委員の募集について>		
8	全部公開	農業委員会等に関する法律の改正に伴うの農業委員の推薦について（依頼）		
9	全部公開	市ホームページ（相模原市農業委員会の委員の推薦及び応募状況）の更新について（伺い）		
10	全部公開	市ホームページ（相模原市農業委員会の委員の推薦及び応募状況最終公表）の更新について（伺い）		
11	全部公開	第1回相模原市農業委員選考委員会会議録の概要の作成及びホームページへの掲載について（伺い）		
12	全部公開	第2回相模原市農業委員選考委員会会議録の概要の作成及びホームページへの掲載について（伺い）		
13	全部公開	第3回相模原市農業委員選考委員会会議録の概要の作成及びホームページへの掲載について（伺い）		
14	全部公開	第4回相模原市農業委員選考委員会会議録の概要の作成及びホームページへの掲載について（伺い）		
15	全部公開	農業委員会の委員の選任について（議案第73号）		

16	全部公開	農業委員会の委員の選任について (議案第74号)		
17	全部公開	農業委員会の委員の選任について (議案第75号)		
18	全部公開	農業委員会の委員の選任について (議案第76号)		
19	全部公開	農業委員会の委員の選任について (議案第77号)		
20	全部公開	農業委員会の委員の選任について (議案第78号)		
21	全部公開	農業委員会の委員の選任について (議案第79号)		
22	全部公開	農業委員会の委員の選任について (議案第80号)		
23	全部公開	農業委員会の委員の選任について (議案第81号)		
24	全部公開	農業委員会の委員の選任について (議案第82号)		
25	全部公開	農業委員会の委員の選任について (議案第83号)		
26	全部公開	農業委員会の委員の選任について (議案第84号)		
27	全部公開	農業委員会の委員の選任について (議案第85号)		
28	全部公開	農業委員会の委員の選任について (議案第86号)		
29	全部公開	農業委員会の委員の選任について (議案第87号)		
30	全部公開	農業委員会の委員の選任について (議案第88号)		
31	全部公開	農業委員会の委員の選任について (議案第89号)		
32	全部公開	農業委員会の委員の選任について (議案第90号)		
33	全部公開	農業委員会の委員の選任について (議案第91号)		

34	全部公開	次期農業委員の募集案内の作成について（伺い）		
35	全部公開	次期農業委員の公募及び推薦にかかる申込書等の様式について（伺い）		
36	全部公開	広報さがみはら9月15日号の掲載について（依頼）		
37	全部公開	相模原市ホームページ（相模原市農業委員会の委員の募集について）の更新について（依頼）		
38	全部公開	相模原市農業委員会の委員の募集案内及び申込書の配架について（依頼）		
39	全部公開	次期農業委員の募集にかかる募集案内及び申込書の配架について（依頼）		
40	全部公開	次期農業委員の公募にかかる記事の機関誌への掲載について（依頼）		
41	全部公開	次期農業委員の公募にかかる記事の機関誌への掲載について（依頼）		
42	全部公開	次期農業委員の推薦にかかる申込書の提出について（依頼）		
43	全部公開	相模原市ホームページ（相模原市農業委員会の委員の推薦及び応募状況）の更新について（依頼）		
44	全部公開	相模原市ホームページ（相模原市農業委員会の委員の推薦及び応募状況）の更新について（依頼）		
45	全部公開	相模原市ホームページ（相模原市農業委員選考委員会にかかる会議録）の更新について（依頼）		
46	全部公開	農業委員会の委員の選任について（議案第 号）		
47	全部公開	相模原市農業委員会の委員として任命すべき者の選考に関する要綱		
48	全部公開	相模原市農業委員会の委員として任命すべき者の選考に関する要領		
49	一部公開	暴力団等の該当に係る照会について（伺い）	個人の氏名、生年月日、性別、住所	条例第7条第1号該当
50	一部公開	農地利用最適化推進委員の照会について（回答）	回答内容、文書差出部署名等	条例第7条第1号及び第5号ア該当

51	一部公開	相模原市農業委員選考委員会委員の構成について（伺い）	当選期数、経歴、営農状況	条例第7条第1号該当
52	一部公開	相模原市農業委員選考委員会委員の委嘱について（伺い）	当選期数、経歴、営農状況	条例第7条第1号該当
53	一部公開	暴力団員等の該当に係る照会について（伺い）	個人の氏名、生年月日、性別、住所	条例第7条第1号該当
54	一部公開	暴力団員等の該当に係る照会について（報告）	回答内容、文書差出部署名等	条例第7条第1号及び第5号ア該当
55	一部公開	相模原市農業委員会の委員への応募者に関する照会について	氏名、住所、職業、年齢、性別、応募形態、農業委員、認定農業者、利害関係なし	条例第7条第1号該当
56	一部公開	相模原市農業委員会の委員への応募者に関する照会について（回答）	回答内容、氏名、農地所在地、登記地目、登記面積、確認結果	条例第7条第1号該当
57	一部公開	相模原市農業委員会の委員への応募者に関する照会について（依頼）	氏名、住所、年齢、性別	条例第7条第1号該当
58	一部公開	相模原市農業委員選考委員会への諮問について（伺い）	経歴、営農状況、当選期数	条例第7条第1号該当
59	一部公開	相模原市農業委員会の委員として任命すべき者の選考に関する結果について（報告）	氏名、住所、年齢、法律要件等、職業・主な経歴等、応募形態、点数（選考委員別）、点数（合計）、要件	条例第7条第1号及び第5号エ該当
60	一部公開	「相模原市農業委員会の委員として任命すべき者の選考に関する事項」に係る答申について（報告）	氏名、住所、年齢、法律要件等、職業・主な経歴等、応募形態	条例第7条第1号該当
61	一部公開	相模原市農業委員会の委員として任命すべき者の選考について（伺い）	年齢、応募形態	条例第7条第1号該当
62	一部公開	相模原市農業委員会委員の選任について（発令）	住所、年齢、生年月日	条例第7条第1号該当
63	一部公開	次期農業委員の選任にかかる推薦について（依頼）	性別、選任方法、農委経験、農委履歴、主な営農類型、年齢、経歴、認定農業者（該当の有無）、退任時年齢、備考、別紙4農業委員選任用認定農業者名簿（地区別）（地域、法人名・氏名、現農委、農委経験、年齢、営農類型）	条例第7条第1号該当
64	一部公開	次期農業委員 候補者回答用紙	部署名、担当者名（役職）、電話番号、氏名、地域、年齢、性別、認定農業者該当	条例第7条第1号及び第2号該当
65	一部公開	身分照会について（依頼）	宛先、照会先、照会対象者及び照会事項、本籍、氏名、生年月日	条例第7条第1号該当

66	一部公開	身分照会について（依頼）	宛先、照会先、本籍、氏名、生年月日	条例第7条第1号該当
67	一部公開	身分照会について（報告）（平成30年12月21日決裁）	回答元、本籍、氏名、生年月日、回答内容、回答者	条例第7条第1号該当
68	一部公開	身分照会について（報告）（平成30年12月20日決裁）	回答元、本籍、氏名、生年月日、回答内容、回答者	条例第7条第1号該当
69	一部公開	農業委員として任命すべき者の選考に当たって暴力団員等に該当しないことを確認する照会について（伺い）	氏名、生年月日、性別、住所	条例第7条第1号該当
70	一部公開	農業委員として任命すべき者の選考に当たって暴力団員等に該当しないことを確認する照会の結果について（報告）	回答内容、文書差出部署名等	条例第7条第1号及び第5号ア該当
71	一部公開	相模原市農業委員会の委員への応募者に関する照会について（依頼）	面接No、応募者氏名、フリガナ、性別、住所1（市・区）、営農あり	条例第7条第1号該当
72	一部公開	相模原市農業委員会の委員への応募者に関する照会について（依頼）	面接No、応募者氏名、フリガナ、性別、住所1（市・区）、営農あり、農地所有・借入の有無	条例第7条第1号該当
73	一部公開	相模原市農業委員会の委員への応募者に関する照会について（報告）（平成30年11月19日決裁）	面接No、応募者氏名、フリガナ、性別、住所1（市・区）、営農あり、農振法第14条第1項の規定による勧告の有無	条例第7条第1号該当
74	一部公開	相模原市農業委員会の委員への応募者に関する照会について（報告）（平成30年11月22日決裁）	面接No、応募者氏名、フリガナ、性別、住所1（市・区）、営農あり、農地所有・借入の有無、農地法違反状況、農地所在地、登記地目、登記面積、確認結果	条例第7条第1号該当
75	一部公開	相模原市農業委員選考委員会への諮問について（伺い）	経歴、性別、選任方法、農委経歴、農委履歴、主な営農類型、年齢	条例第7条第1号該当
76	一部公開	相模原市農業委員選考委員会による選考結果について（報告）	氏名、居住地域、構成要件、主な経歴、応募区分、選考結果、経歴、面接No、対象者（氏名）、採点（項目別）、合計点、居住地域、認定農業者（該当有無）、利害関係なし（該当有無）、現農業委員・利用最適化推進委員（該当有無）、応募区分、選考に用いる合計点	条例第7条第1号及び第5号エ該当
77	一部公開	「相模原市農業委員会の委員として任命すべき者の選考に関する事項」に係る答申について（報告）	氏名、居住地域、構成要件、主な経歴、応募区分	条例第7条第1号該当
78	一部公開	相模原市農業委員会の委員として任命すべき者の選考について（伺い）	年齢、性別	条例第7条第1号該当

79	一部公開	相模原市農業委員会委員の選任について（発令）	住所、生年月日、年齢、	条例第7条第1号該当
80	非公開	平成27年度及び30年度に収受した「農業委員申込書」「履歴書」	（全部非公開）	条例第7条第1号該当

別表 2

No.	決定	文書名	公開しない部分の概要	公開しない部分の該当条項
1	全部公開	農業委員会委員の選考にかかる面接通知について（伺い）		
2	全部公開	相模原市農業委員選考委員会にかかる第3回開催通知について（通知）		
3	全部公開	相模原市ホームページ（相模原市農業委員選考委員会にかかる会議録）の更新について（依頼）		
4	一部公開	農業委員会委員の選考にかかる面接通知について（通知）	<p>①内容欄（面接番号）、対象者、居住地域、認定農業者（該当の有無）、利害関係なし（該当の有無）、現農委、応募区分、受付No、質問シート（区分欄）、面接シート該当者名、面接No、氏名、住所、職業、年齢、性別、応募形態、受付日、面接番号、応募者氏名等、応募分類、農業委員（該当の有無）、利害関係を有しない者（該当の有無）</p> <p>②質問項目</p>	<p>①条例第7条第1号該当</p> <p>②条例第7条第5号エ該当</p>
5	一部公開	相模原市農業委員選考委員会にかかる第1回及び第2回開催の通知について（通知）		
6	一部公開	平成30年度第1回相模原市農業委員選考委員会にかかる資料の作成について（伺い）		
7	一部公開	平成30年度第2回相模原市農業委員選考委員会にかかる資料の作成について（伺い）		
8	一部公開	平成30年度第3回相模原市農業委員選考委員会にかかる資料の作成について（伺い）		
9	一部公開	相模原市農業委員会の委員の選考に関する個別面接審査について（通知）		
10	一部公開	第2回相模原市農業委員選考委員会の資料について（伺い）		
11	一部公開	第3回相模原市農業委員選考委員会の資料について（伺い）		

別表 3

No.	文書名	公開すべき部分 ※ホームページ上で公開していた又は議案として 公にされた情報に限る
1	暴力団等の該当に係る照会について（伺い）	氏名、性別
2	暴力団員等の該当に係る照会について（伺い）	氏名、性別、生年月日、住所
3	相模原市農業委員会の委員への応募者に関する照会について	氏名、職業、年齢、性別、応募形態、農業委員（該当の有無）、認定農業者（該当の有無）、住所
4	相模原市農業委員会の委員への応募者に関する照会について（依頼）	氏名、年齢、性別、住所
5	相模原市農業委員会の委員として任命すべき者の選考について（伺い）	年齢、応募形態
6	相模原市農業委員会委員の選任について（発令）	住所、年齢、生年月日
7	次期農業委員の選任にかかる推薦について（依頼）	性別、選任方法、主な営農類型、年齢
8	次期農業委員 候補者回答用紙	氏名、年齢、性別、認定農業者該当
9	農業委員として任命すべき者の選考に当たって暴力団員等に該当しないことを確認する照会について（伺い）	氏名、性別、生年月日、住所
10	相模原市農業委員会の委員への応募者に関する照会について（依頼）	応募者氏名、性別、営農あり（該当の有無）、住所
11	相模原市農業委員会の委員への応募者に関する照会について（依頼）	応募者氏名、性別、営農あり（該当の有無）、住所
12	相模原市農業委員会の委員への応募者に関する照会について（報告）（平成30年11月19日決裁）	応募者氏名、性別、営農あり（該当の有無）、住所
13	相模原市農業委員会の委員への応募者に関する照会について（報告）（平成30年11月22日決裁）	応募者氏名、性別、営農あり（該当の有無）、住所
14	相模原市農業委員選考委員会への諮問について（伺い）	性別、選任方法、主な営農類型、年齢
15	相模原市農業委員選考委員会による選考結果について（報告）	応募区分
16	「相模原市農業委員会の委員として任命すべき者の選考に関する事項」に係る答申について（報告）	応募区分
17	相模原市農業委員会の委員として任命すべき者の選考について（伺い）	年齢、性別

18	相模原市農業委員会委員の選任について（発令）	住所、生年月日、年齢
19	農業委員会委員の選考にかかる面接通知について（通知）	対象者、認定農業者（該当の有無）、現農委、応募区分
20	相模原市農業委員選考委員会にかかる第1回及び第2回開催の通知について（通知）	対象者、認定農業者（該当の有無）、現農委、応募区分
21	平成30年度第1回相模原市農業委員選考委員会にかかる資料の作成について（伺い）	対象者、認定農業者（該当の有無）、現農委、応募区分
22	平成30年度第2回相模原市農業委員選考委員会にかかる資料の作成について（伺い）	対象者、認定農業者（該当の有無）、現農委、応募区分
23	相模原市農業委員会の委員の選考に関する個別面接審査について（通知）	氏名、職業、年齢、性別、応募形態、農業委員（該当の有無）、認定農業者（該当の有無）、住所
24	第2回相模原市農業委員選考委員会の資料について（伺い）	氏名、応募分類、農業委員（該当の有無）、認定農業者（該当の有無）
25	第3回相模原市農業委員選考委員会の資料について（伺い）	氏名、応募分類、農業委員（該当の有無）、認定農業者（該当の有無）

別表 4

No.	文書名	公開すべき部分 ※ホームページ上で公開していた又は議案として公にされた情報に限り、ホームページ上で公開されていない自筆の部分は除く
1	平成27年度及び30年度に収受した「農業委員申込書」	氏名、職業、年齢、性別、経歴、農業経営の状況、営農類型、応募区分、認定農業者（該当の有無）、推薦をする者、応募の理由、推薦の理由、履歴書
2	平成27年度及び30年度に収受した「履歴書」	氏名、年齢、性別、住所、生年月日、職歴